

# いじめ防止基本方針

新潟市立東新潟中学校

## 1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

## 2 いじめ防止基本方針

- (1) わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) すべての教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもと共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

## 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

＜校内いじめ対応ミーティングの構成＞

管理職、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任

\*その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。

- \*組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。
- いじめの防止等、いじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる。
- いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。
  - ・いじめの状況を組織として共有する。
  - ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
  - ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
  - ・生徒への指導を行う。
  - ・事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有し、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

### (2) いじめ対策委員会の設置

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

- ①いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ②いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

＜いじめ対策委員会の構成＞

校長・教頭・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・学年主任・当該学級担任  
養護教諭・スクールカウンセラー

\*学校評議員（教員経験者）・警察官経験者・市教育委員会ほか

\*「4（5）重大ないじめを受けた生徒及び保護者への対応」の「重大事態」に該当する場合に構成員となる。

＜中学校区いじめ対策委員会の構成＞

地域代表 2 名・地区代表 3 名・各学校保護者代表 1 名・各園校代表 2 名

\* 定例会を 2 回程度実施する。

\* 小学校校長・小学校教頭は、定例会以外の臨時会議に参加する。

#### 4 いじめの防止等のための方策と対応

##### (1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の 4 つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。また、生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用し、前記の 4 視点を生かした授業づくりを通して生徒の自律性と社会性の育成に努める。
- ③ 分かる授業・できる授業、一人一人を大切に、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ⑤ いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について説明する。
- ⑥ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。
- ⑦ 教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないよう十分注意を払い、生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- ⑧ いじめの問題を題材とした道徳科の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動など、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けた活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- ⑨ いじめや人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係る教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、教育委員会等が主催する研修会への積極的な参加を促す。

##### (2) いじめの早期発見

- ① 生徒をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、生徒との信頼関係を築く。
  - ア 朝のふれあいタイムの実施
  - イ 帰りの会後の振り返りタイムの実施
- ② いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。
- ③ 生徒の話をていねいに聴き取り、その後の対応についても生徒の意向を汲みながら生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。
- ④ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
  - ア 「よりよい明日のために」の活用
  - イ 定期教育相談と教育相談アンケートの実施
  - ウ 振り返り（いじめ防止）アンケートの実施
  - エ Q-Uアンケートの実施と活用
- ⑤ 全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につながるようにする。また、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや、教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
  - ア 職員会議での情報交換
  - イ 特別支援教育コーディネーターによる、気になる生徒の情報まとめ
- ⑥ いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、生徒それぞれによっていじめの捉えが異なるようにするとともに、教職員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために、年度末に行う「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の「7. いじめの態様」の項目に合わせて、年 3 回以上行う。

※…アンケート等を実施する際には、生徒が安心して記入できるよう、次のような配慮のもとで実施する。

- ・生徒が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを、実施前に伝える。
  - ・特定の生徒だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう、調査用紙を工夫する。
  - ・目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。
  - ・場合によっては、周りの目を気にすることなく記入できるよう、自宅で記入させる。
- ⑦いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。
- ※…調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙は生徒が卒業するまで保管する。  
なお、調査結果をまとめた資料(PDFによる電子データ)を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。
- ⑧インターネットを通じた見えにくい「いじめ」にも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
- ⑨保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

### (3) いじめへの対処

- ①いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告が上がる指揮系統の徹底をはかる。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。  
なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。
- ②いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、生徒の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ③事実関係を明らかにするために、いじめを受けた生徒に加えていじめを行った生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の生徒にも聴き取りを行う。
- ④いじめられた生徒に対しては、心のケアに努める。
- ⑤いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。
- ⑥いじめた生徒に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ⑦周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- ⑧校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- ⑨いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- ⑩いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

### (4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ①生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

「TALKの原則」… Tell: 心配していることを伝える, Ask: 自殺願望について尋ねる  
Listen: 気持ちを傾聴する, Keep safe: 安全の確保

- ②いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。
- ③自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、生徒が発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。

(5) 重大事態への対処

① 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない。万一、重大事態が発生した場合には、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

○いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。

○いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。

○いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

② 重大事態の発生と調査

重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

○生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (※)

※…「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

であることを示す。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱い、教育委員会が主導して調査を行うとともに、調査結果をもとに重大事態か否かの判断をする。

この際、重大事態か否かにかかわらず、生徒や保護者の困り感や不安に寄り添い、問題の解消に向けて取り組み。教育委員会も学校及び生徒・保護者への支援を行い、問題の解消に努める。

③ 重大事態が発生した場合の初期対応

学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

④ 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

[重大事態のおそれがある事案 (例)]

○生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合

○一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の生徒へのいじめが繰り返される場合

○その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、生徒・保護者の状況が深刻な場合

⑤ 調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつ (いつ頃から)、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査は学校若しくは教育委員会が主体となる。

⑥ 事実関係を明らかにするための調査及び事後対応

○いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた生徒からていねいに聴き取りとともに、在籍生徒や教職員に対して、アンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。また、いじめを受けた生徒の保護者からも丁寧な聴き取りを行い、いじめの全体像の把握や生徒の状況の把握に努める。

○いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

⑦いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## (6) 関係生徒及び保護者への対応

①いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

いじめを受けた生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。具体的には、次のような対応や支援を行う。

- 学級担任や養護教諭，スクールカウンセラー等によって，心情をていねいに傾聴する。
- いじめに係る事実関係を明らかにするため，聴き取りをていねいに行う。
- いじめの解決に向けて，当該生徒の意向をていねいに聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- 安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
- 不安を取り除き，心の安定を確保するために，スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- 医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。

当該生徒の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子がいじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該生徒の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- 学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- 当該生徒が受けたいじめに係る事実や，生徒の心身の状況についてていねいに説明する。
- いじめの解決に向けて，保護者の意向をていねいに聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- 保護者自身が不安を抱いている場合，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

②いじめを行った生徒及びその保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

平成26年4月1日 策定

平成28年9月 「中学校区いじめ対策委員会の構成」改正

平成29年8月 「新潟市 いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しによる改正